

事務連絡
平成24年4月4日

各保険医療機関
開設者様

厚生労働省
北海道厚生局医療課長

診療報酬算定上の留意事項通知に規定する神経学的検査に係る専ら神経系疾患の診療を担当する医師の届出について（注意喚起）

標記については、従来「専ら神経系疾患（小児を対象とする場合も含む。）の診療を担当する医師（専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が（以下省略）」とされていましたが、今般「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月5日保医発0305第1号）において、「専ら神経系疾患（小児を対象とする場合も含む。）の診療を担当する医師（専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）として、地方厚生局長等に届け出ている医師が（以下省略）」とされ、今後は担当する医師に追加、変更があった場合には、都度届出を行わなければ、当該加算を算定することができなくなります。

つきましては、既に届け出た医師が異動等により追加、変更となっている場合は、神経学的検査に係る施設基準の届出が必要となりますので、平成24年4月16日（月）までに、届出するよう注意喚起します。

照会先 北海道厚生局 医療課

TEL：011-796-5105

FAX：011-796-5133